

条 例

埼玉県議会議事事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県議会議事事務局条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議事事務局条例（昭和二十六年埼玉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 主任専門員

第三条第二号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 主任専門員

第十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任専門員は、上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員（一種）たる職員の主任専門員は、上司の命を受け、事務の補助及び自動車の運転の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。